

【資料】

## 在宅及び養介護施設における被介護高齢者に対する不適切な介護に関する文献検討

### Literature Review for Inappropriate Care towards Elderly Receiving Care at Home and Nursing Care Facility

東 みゆき<sup>1)</sup>, 真継 和子<sup>2)</sup>

Miyuki Azuma<sup>1)</sup>, Kazuko Matsugi<sup>2)</sup>

キーワード：不適切な介護、被介護高齢者、在宅、養介護施設

Key Words : inappropriate care, elderly receiving care, home care, nursing care facility

#### I. はじめに

2000年に介護保険法が成立し、介護事業者が在宅介護の場に介入するようになったことを機に、在宅での高齢者虐待が明るみに出るようになった。実際、筆者が訪問看護師としてかかわる中でも、家族介護者による虐待を疑う行為が見受けられたり、虐待とは言わないまでも「何かおかしい」と違和感を抱いたりすることがあった。しかし、何かおかしいという状況を察知しながらも、確固たる証拠となる事実もないことから確信がもてなかったり、普段は懸命に介護する姿から看護師自身の勘違いなのではないかと判断に躊躇したりするなどして、介入の糸口やタイミングを逸してしまう場合も少なくなかった。こうした違和感や勘違いを見過ごしてしまうことが、後に深刻な事態につながるというケースも珍しいことではなく、養護者による高齢者虐待に係る死亡事例調査（社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター、2022）では、死亡原因でもっと多いのは「殺人」の30.6%で、次いで多いのは「ネグレクトによる致死」の24.3%と報

告されている。高齢者虐待は、被介護高齢者だけでなく家族介護者にとっても幸せであるとは言えない。被介護高齢者、家族介護者双方の人権を守るためにも、高齢者虐待を未然に防ぐこと、つまり一次予防を行うことが重要である。

高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者の支援に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」とする。）において、高齢者虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つの行為とされている。また、広い意味で「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えられている（厚生労働省、2017a）。萩原（2009）は、虐待防止法の虐待の定義はあいまいかつ抽象的であり、プライバシーの侵害や行動の制限など、軽度の人権侵害行為を虐待として位置づけることが難しく、虐待の内容や範囲も明確だとは言いがたいと述べている。また、山田（2008）は、2007年度において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関す

1) 高槻市社会福祉協議会高槻市立療育園, 2) 大阪医科大学看護学部

る法律に基づく対応状況等に関する調査結果」を厚生労働省が実施した調査結果をもとに、虐待は比較的事実確認がしやすい身体的虐待を中心に把握されており、事実確認が行いにくい心理的虐待やネグレクトなどの深刻性は見逃されていることを指摘している。Bonnie他（2003）は、高齢者に有害な結果をもたらす包括的概念として「不適切な扱い（elder mistreatment）」を示し、わが国においても虐待定義では対応できない「不適切なケア」の概念の導入と重要性が示されている（萩原、2009；任、2016）。

高齢者虐待の件数は、法律制定の前年にあたる2007年には通報件数19,971人、法律制定を挟み10年後の2017年には30,040人と増加している（厚生労働省、2017c）。しかし、ここで示した厚生労働省が示す高齢者虐待の実態は、高齢者虐待防止法に基づくもののみであり、Bonnie他（2003）や萩原（2009）、任（2016）が指摘する「不適切なケア」を含めると、相当数の発生があると推測される。

柴尾（2008）は、施設内における高齢者虐待は、「不適切ケア」「不十分なケア」「不適切サービス」の連続線上に発生していると述べており、虐待は突然起ころるものではないとしている。同様に、不適切な介護が少しづつ増え、エスカレートしていくことで虐待を行ってしまう可能性が生じるという（社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター、2008）。つまり、不適切な介護が法律で定義される虐待に移行していく可能性があることが示されていることから、不適切な介護の段階で発見し対応することが重要である。

今後も高齢化率は上昇し2040年には35.3%と推計され（総務省、2019）、虐待要因の一つである認知症高齢者の増加も予測できる。そのため、虐待の予防や対策を行い深刻な虐待の発生を防ぐことは、今後予想される在宅療養者の増加にむけた対策としても重要な課題であるといえる。また、虐待者本人からの高齢者虐待の通報もある（厚生労働省、2017b）ことから、外部への助けを求めている状況にあることも推察できる。つまり、早期発見、早期対応は、高齢化がすすむなかで被虐待高齢者だけではなく、虐待者本人を救うことに繋がると考える。

虐待や不適切なケアを早期発見するためのツールとして、東京都福祉保健局（2006）が提示した高齢者虐待発見チェックリストは、現在では介護事業所や民生委員、地域住民向けなどに改変され多く活用されている。しかし、不適切なケアには、通報や対応に至っているケースと限りなく近いものと、それが日常のケアに限りなく近いものが存在し、対応や通報を踏みとどまってしまうなど、取り扱いが非常に困難となっている。

そこで本研究では、先行研究から高齢者虐待を未然に防ぐための方策を検討するための基礎的資料を得るために、わが国における不適切な介護がどのように定義されているかを概観するとともに、不適切な介護の内容と背景要因、不適切な介護への対応について整理するために文献検討をおこなった。なお、本研究における不適切な介護とは、不適切なケアや不適切処遇とされているものを含むものとした。

## II. 研究方法

### 1. 対象文献の検索方法及び選定

高齢者虐待に関する法律や制度において諸外国との違いがあること、さらに日本における高齢者虐待研究の歴史が浅いことから、まずは国内の状況を知るために、国内文献の検索エンジンである医学中央雑誌Web版（Ver. 5）の検索エンジンを利用した。「不適切な介護」「不適切なケア」「不適切ケア」「不適切処遇」の各キーワードを「高齢者」でand検索し、論文の種類を原著論文とした。対象期間を過去10年間に絞ると、該当論文の検索数が著しく減少するため、介護保険が成立した2000年から2023年9月とした。検索の結果、「不適切な介護」が11件、「不適切なケア」が21件、「不適切ケア」が10件、「不適切処遇」が6件、合計48件が抽出された。そのうち重複文献と、医療機関における内容に関する文献、さらに抄録を読み研究の趣旨と明らかに相違する文献18件を除外し、30文献を分析対象とした（表1）。

### 2. 分析方法

分析対象となった文献を整理するために、マトリックス表を作成した。マトリックスに含まれる項目は、論文タイトル、著者、発行年、研究目的、対

表1 分析文献一覧

文献No.	発行年	文献（著者、タイトル、掲載雑誌、巻、号、ページ）	研究方法	研究対象者
1	2000	上田照子, 在宅要介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景, 日本公衆衛生雑誌, 47巻3号, 264-274	質問紙調査	家族介護者
2	2005	新田順子・熊本圭吾・荒井由美子, 要介護高齢者の在宅ケア 介護負担軽減に向けて 訪問看護師から見た介護者の介護負担の実態, 日本老年医学会雑誌, 42巻2号, 181-185	質問紙調査	訪問看護師
3	2006	難波貴代・北山秋雄, 共依存関係にもとづく高齢者虐待への看護介入, 日本保健福祉学会誌, 12巻2号, 25-32	面接調査	訪問看護師
4	2006	須藤昌寛, 高齢者に対して不適切な介護をおこなっていた介護者への理解に関する一考察, 社会福祉士, 13号, 84-90	面接調査	家族介護者
5	2006	難波貴代・北山秋雄・三綱久代・橋本えみこ, 高齢者虐待における介入モデルの開発 主介護者と被介護高齢者間の共依存関係に焦点をあてて, 日本保健福祉学会誌 13巻1号, 7-18	面接調査	訪問看護師
6	2008	古屋博子, 高齢者福祉施設における援助職者の態度及び意識と不適切なケアの実態調査, 高齢者のケアと行動科学, 14巻1号, 20-28	質問紙調査	介護職員
7	2010	永島稔子・倉田康路・滝口真・岡部由紀夫・長千春, 介護サービスの改善を視点とした高齢者虐待防止策の検討 介護従事者を対象としたアンケート調査の分析から, 介護福祉学, 17巻2号, 155-163	質問紙調査	介護職員
8	2015	豊島泰子・福田清香・鷲尾昌一・荒井由美子, 在宅で要介護高齢者を介護する家族介護者の介護負担, 臨牀と研究, 92巻3号, 343-347	質問紙調査	要介護高齢者と家族介護者
9	2015	林真二, 養介護施設職員の虐待予防研修の受講と虐待及び予防意識との関連, 日本赤十字広島看護大学紀要, 15巻, 59-68,	質問紙調査	施設職員
10	2015	松本望, 認知症グループホームにおける不適切なケアの予防要因の効果の検証 介護職員への質問紙調査をもとに, 日本認知症ケア学会誌, 14巻2号, 464-472	質問紙調査	施設職員
11	2015	藤江慎二, 介護老人福祉施設の介護スタッフが虐待行為等を回避している構造 アンケート調査における自由記述の分析を通して, 社会福祉学, 56巻2号, 152-162	質問紙調査	介護職員
12	2016	佐藤弥生・佐々木千晶, 介護職員の「不適切ケア」の判断の振り所 アンケートの自由記述の分析から, 岩手県立大学社会福祉学部紀要, 18巻, P11-21	質問紙調査	介護職員
13	2016	景山仁美・小北恭子・葉山祐子, 患者様への適切な介護とは? 不適切なケアに対する意識調査を通して, 31巻, 13-16	質問紙調査	施設職員
14	2017	永井眞由美・宗正みゆき, 訪問看護師が孤立の可能性を認識した高齢介護者の特徴, 老年看護学, 22巻1号, 89-97	面接調査	訪問看護師
15	2017	荻野妃那・豊島泰子・春名誠美・守山浩子・松田志保・鷲尾昌一, 東海地方農村地帯において訪問看護サービスを利用する要介護高齢者の家族介護者の介護負担に影響を与える要因の検討, 臨牀と研究, 94巻12号, 1557-1562	質問紙調査	家族介護者
16	2017	鈴木尤恵, 学生と共に考える「尊厳を支える介護」 介護施設実習から見えた『不適切ケア』の現状と、今後の教育課題, いわき短期大学研究紀要, 50号, 53-71	質問紙調査	学生
17	2018	廣瀬美千代, ホームヘルパーの専門職アイデンティティとネグレクト支援との関連 構造方程式モデリングを用いて, 総合福祉科学研究, 9号, 21-30	質問紙調査	介護職員
18	2018	森田牧子・渡辺多恵子・山村礎・習田明裕, 在宅精神障害者を支援する訪問看護師が抱える困難感 虐待とグレーゾーンの狭間で, 日本保健科学学会誌, 1巻1号, 4-22	質問紙調査	訪問看護師

文献 No.	発行年	文献（著者、タイトル、掲載雑誌、巻、号、ページ）	研究方法	研究対象者
19	2019	松岡佐智ら、施設内虐待予防のためのセルフチェックシート開発に向けた介護老人福祉施設職員の意識調査、大和証券ヘルス財団研究業績集、42号、122-127	質問紙調査	施設職員
20	2019	横山さつき、介護職員による不適切ケアの発生に関する要因の検討、高齢者虐待防止研究、15巻1号、40-52	質問紙調査	介護職員
21	2019	本田順子・佐々木明子・津田紫緒、要介護高齢者の介護者における介護対処行動と不適切対応に関する研究、高齢者虐待防止研究、15巻1号、90-100	質問紙調査	家族介護者
22	2019	和田かおる・永井由美子・山川正信、介護従事者のレジリエンスに関する研究 介護意識及び職場環境との関連、大阪教育大学紀要(人文社会科学・自然科学)、7巻、181-191	質問紙調査	介護従事者 (介護系職種・医療系職種等)
23	2019	國吉緑・伊敷葵・古謝安子、福祉の現場から 介護保険施設従事者における不適切なケアに対する認識及び実態調査、地域ケアリング、21巻13号、75-79	質問紙調査	介護保険施設従事者（看護師・介護職員）
24	2020	松本望、施設内虐待のリスクを高める利用者要因の影響力とその対策、日本認知症ケア学会誌、18巻4号、811-819	質問紙調査	介護職員
25	2020	藤江慎二、介護職員が利用者に対して苛立っていくプロセス修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて、社会福祉学、60巻4号、56-67	面接調査	介護職員
26	2020	横山さつき、「不適切ケア防止教育プログラム」の考案とその評価、介護福祉教育、24巻1-2号、75-84	質問紙調査	介護職員
27	2020	松岡佐智・本郷秀和、介護老人福祉施設における施設内虐待防止に向けた課題 施設内虐待の要因に対する施設長・生活相談員・主任介護職員の認識状況の比較、高齢者虐待防止研究、16巻1号、55-67	質問紙調査	施設職員・介護職員
28	2020	久保英樹、介護現場における不適切なケアの現状と介護職員の認識、福祉開発研究、3号、26-32	質問紙調査	施設職員
29	2020	松本望、養介護施設従事者等による不適切なケアに対する効果的な予防策の検討、社会福祉学、61巻1号、32-43	面接調査 質問紙調査	介護職員
30	2021	鈴木久美子・宮崎美砂子・石丸美奈、地域包括支援センター看護職がとらえた認知症高齢者の家族介護にかかる課題とそれに対する支援方法、千葉看護学会会誌、26巻2号、23-32	面接調査	看護師・保健師

象者、研究デザイン、不適切な介護・処遇・ケアの用語の定義、研究結果とした。分析の視点は、①不適切処遇・不適切なケア/不適切ケア・不適切な介護の定義、②不適切な介護の内容、③不適切な介護が発生する背景要因、④不適切な介護への対応等とした。なお、②不適切な介護の内容は、國吉ら(2019)が示した分類である、介護されるものの侵襲となる行為、介護者の都合を優先した行為で分類した。

### 3. 倫理的配慮

本研究における調査は、著作権法に則り実施した。特に、先行研究で述べられた内容と研究者の見解を分けて述べるなど、倫理的配慮に留意した。

## III. 結果

### 1. 研究内容の概要

分析対象とした30件のうち家族介護者の不適切な介護に焦点をあてたもの12件、施設や職員の不適切な介護に焦点をあてたもの18件であった。研究対象者は、施設等の介護職員が18件と最も多く、次いで看護職が7件、家族介護者が5件、要介護高齢者と学生がそれぞれ1件であった。研究方法は質問紙調査が23件と多く、面接調査は6件、両方を用いた調査が1件であった。

文献の発行年別推移をみると、2006年までは家族介護者に関する研究のみとなっており、それ以

後に施設職員に関する研究が報告されていた。また、対象文献の半数以上がここ10年間の発行数が多くなった(図1)。発行年別に研究内容をみると、対象分析期間の全期間を通して不適切な介護の内容やその要因、予防策等に関する内容がみられた(表2)。

## 2. 「不適切処遇」「不適切なケア/不適切ケア」「不適切な介護」の用いられ方

対象文献のなかで用語について定義されていた文献は23件であった。以下、( )内は文献番号を示す。

不適切処遇は5件の文献で示されていた(No.1, 2, 8, 15, 21)。上田(2000)は、不適切処遇10項目を、①無視をしてしゃべらない、②一人きりにして孤立させる、③気を悪くするようなことを言い、罵るなど感情的に傷つける、④わざと必要な生活行動(食事、入浴、排泄介助)をしなかったり手抜きをする、⑤たたく、つねる、けるなどの身体的な行為、⑥部屋から出られないように閉じ込める、⑦手をくくったり、ベッドに縛る、⑧本人が受けたいと思っているサービスを受けさせない、⑨勝手に本人の金品を使い込む、⑩その他の項目としており、いずれも具体的な行為として示されていた。同様に、他の4文献(No.2, 8, 15, 21)も上田(2000)が挙げた項目をもとにした研究を行っていた。

不適切なケア、あるいは不適切ケアについては12件で示されていた(No.6, 9, 10, 12, 13, 17, 20, 23, 24, 26, 27, 28)。全ての文献において、不適切

なケア、あるいは不適切ケアについて、虐待とまでは言えないがその前段階である虐待の徵候となる行為と位置付けられており、相手に対する思いやりや配慮のなさ(No.13, 27)、尊厳の侵害(No.16, 20, 26)、身体保護のための行動制限(No.26)、ケアの粗雑さ(No.29)など、高齢者的心身に望ましくない影響を及ぼす日常的な様々な行為とされていた。

不適切な介護については8件であった(No.3, 4, 5, 11, 16, 18, 25, 30)。不適切な介護とは、結果的に虐待を引き起こしてしまう扱い(No.4)、グレーゾーンな状態(No.18)、厚生労働省が示す虐待行為を広く捉える観点(No.11, 25)や高齢者のQOLを低下させるような働きかけ(No.3, 5)とされていた。また、不適切な介護をネグレクトと同義として扱っているものもあった(No.17)。

## 3. 不適切な介護の内容とその背景要因

不適切な介護の経験の有無や不適切な介護の具体的な内容とその背景要因など、実態について報告された文献は21件であった(表3, 4)。在宅介護高齢者を介護する家族介護者を対象としたアンケート調査によると、不適切処遇の経験があると回答した者は32.4%であった(No.1)。また、訪問看護を利用している家族介護者を対象とした調査でも、不適切処遇の経験があると回答した者が34.9%、在宅介護の継続が困難と判断したものが39.7%であり(No.2)、介護者の3~4割が不適切な介護を経験し

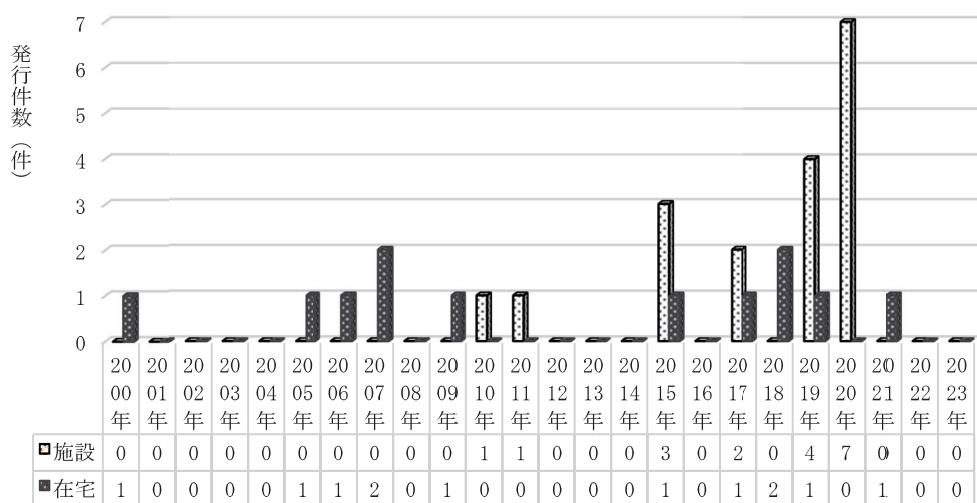


図1 分析文献の年間発行件数の推移(2010~2023年)

表2 分析文献における不適切な介護に関する研究内容

文献 No.	不適切な介護の 具体的な内容	不適切な介護が 生じる背景・要因	不適切な介護に 対する予防対策	家族への介入	介護への対処行 動
1		○			
2		○			
3			○	○	
4	○				
5	○		○	○	
6	○	○			
7			○		
8	○	○		○	
9		○	○		
10			○		
11	○		○		
12			○		
13		○			
14					
15		○			
16			○		
17	○		○		
18				○	
19	○	○			
20	○	○	○		○
21	○		○		○
22					○
23	○				
24	○	○			
25		○			
26	○				
27	○		○		
28	○		○		
29	○		○		
30			○		

表3 施設における不適切な介護の内容

分類の枠	不適切な介護の内容	文献番号
	無視する、あしらう	6, 11, 17, 19, 20, 23, 24, 26, 27, 28, 29
	無言で介護する	6, 11, 17, 20, 23, 26, 27
	子どものような接し方	6, 17, 20, 23, 24, 26, 27
	他者に見える場所で排泄や更衣を行う	17, 19, 20, 23, 26, 27, 29
	尿意があるのにオムツ内に排泄させる・無視する	17, 20, 23, 26, 27, 28
	失禁を笑ったり、怒ったりする	6, 17, 19, 23, 27
	食事時間の都合により介助の速度や食事量を調整する	17, 22, 23, 24, 29
	愛称などで呼ぶ	17, 19, 23, 27, 28
	言葉が乱暴である	6, 17, 24, 29
介護されるものの侵襲となる行為	嫌味、配慮のない声かけ	6, 11, 17, 22
	無駄話をする	17, 19, 27
	ケアが乱暴である	17, 24, 29
	汚れていても着替えさせないなど不衛生な状態	23, 24, 29
	排泄の兆候があっても排泄の時間までオムツを変えない	23, 27
	利用者の願いを聞かない	6, 27
	舌打ちする	17
	無理やり食事を押し込む	17
	裸で入浴を待たせる	27
	ひげや髪の毛を伸びたままにする	23
	たたいたり抓ったりする、叩き返す	23
	嫌いな利用者の順番を後回しにする	11
	食事や薬を混ぜて食べさせる	19, 20, 23, 26, 27, 28, 29
	「座って」や「待って」などの行動制限をする	6, 19, 20, 23, 26, 27
	時間がかかるためできることも介助する	6, 17, 19, 23, 27
	無理やり着替えたり、入浴させたりする	6, 17, 19, 27, 29
	4点柵、ミトンなどによる身体抑制	6, 17, 27
	長時間、椅子に座りっぱなしにする	23
	希望に沿った入浴をしない	23
	利用者のやり方を否定	27
介護者の都合を優先した行為	出入り口に施錠	17, 22, 24, 27, 29
	安全のため車いすやベッドに抑制	6, 17, 22, 24, 29
	入浴を男女同じ時間や空間で実施する	17, 27
	排泄や入浴の異性介助	20, 23
	食事を無理やり説得して食べさせる	23, 27
	監視カメラやモニターで行動を把握	24, 29
	行事に無理やり参加させる	23
	むせるので壁に向かって食事させる	23
施設の都合を優先した行為		

表4 自宅における不適切な介護の内容

分類の枠	不適切な介護の内容	文献番号
介護されるものの侵襲となる行為	たたく、つねる、蹴る	4, 8, 21
	無視して、しゃべらない	8, 21
	気を悪くすることを言う、ののしる	8, 21
	乱暴・粗暴な介護	8, 21
	強引に食事を食べさせる	4, 5
	部屋から出られないようにして閉じ込める	8, 21
	必要な介護をしない	4
	一人きりにして孤立させる	8
	説明のつかないあざ	5
	尊厳を傷つけるような言葉	5
介護者の都合を優先した行為	機械的なリハビリ	5
	被介護高齢者の考え方や行動を無理やり変えたり、コントロールしたりする	4, 5, 8
	介護方法の提案を受け入れない自己流の介護方法	4, 5
	介護される者の金品を勝手に使い込む	8
	お金を渡さない	21
	八つ当たりする	5

ていた。具体的な行為については4文献で報告されていた（No.4, 5, 8, 21）。

不適切な介護の内容は、國吉ら（2019）が示した分類である介護されるものの侵襲となる行為、介護者の都合を優先した行為で分類した結果、介護されるものの侵襲となる行為が大部分を占めた。施設においては、無視する・あしらう（No.6, 11, 17, 19, 20, 23, 24, 26, 27, 28, 29）や無言で介護する（No.6, 11, 17, 20, 23, 26, 27），子どものような接し方（No.6, 17, 20, 23, 24, 26, 27），愛称などで呼ぶ（No.17, 19, 23, 27, 28）に代表されるような接遇に関することが報告されていた。また、他者に見える場所で排泄や更衣を行う（No.17, 19, 20, 23, 26, 27, 29），尿意があるのにおむつ内に排泄させる（No.17, 20, 23, 26, 27, 28），汚れていても着替えさせない（No.23, 24, 29）など、いずれも配慮あるケアの不履行といった内容であった。また、たたいたり抓ったり叩き返す（No.23），言葉による行動の制止（No.6, 19, 20, 23, 26, 27）や身体抑制（No.6, 17, 27）などが報告されていた。自宅における不適切な介護の内容は4文献で示された（No.4, 5, 8, 21）。たたく・つねる・蹴る（No.4, 8, 21），無視（No.8, 21）やののしる（No.8, 21）のほか、被介護者の考え方や行動をコントロールする（No.4, 5, 8）や、金

品を使い込むや金銭を渡さないなどの経済的搾取（No.8, 21）等が報告されていた。

こうした行為に至る背景や要因については11文献で報告されており（No.1, 2, 6, 9, 8, 13, 15, 19, 20, 24, 25），介護者に起因するものと被介護者に起因するものとに大別された。介護者に起因するものとして、介護負担（No.1, 2, 6, 8, 5），介護者のストレス（No.1, 13, 24），心身状態の不調，モチベーションの低下や終わらない業務への焦り（No.25）といった介護者の身体的・精神的負担があげられていた。また、介護への対処能力や被介護者との統柄（No.2）や人間関係（No.1, 20）が影響していることが報告されていた。性別でみると、男性のほうが発生頻度は高かった（No. 9）。さらに、抑うつ傾向が強い（No.8），達成感が低い（No.19），働き甲斐がない（No.20）ものほど、不適切な介護の傾向にあることが報告されていた。また、放棄や諦め、責任転嫁といった介護者のコーピングが影響していることが報告されていた（No.20）。一方、被介護者に起因するものとして、認知症に伴う症状（No.6, 8, 13），寝たきり度，聴覚障害，問題行動の有無（No.2）が影響していることが明らかになっていた。環境要因としては、介護者がケアに集中できない状況（No.13）が報告されていた。

#### 4. 不適切な介護への対応

不適切な介護への対応については、15件のなかで予防対策について述べられており（No.3, 5, 7, 9, 10, 11, 12, 16, 17, 20, 21, 27, 28, 24, 30），また、家族介入について4件（No.3, 5, 8, 18）の文献で報告されていた。

予防対策についての研究では、不適切なケアの認識を高めること（No.10, 27）や問題意識を持つこと（No.7）があげられており、認識を高めるために、経験の浅い職員は上司に相談する、倫理綱領を基準とするなどが示されていた（No.12）。また、研修の必要性についても述べられており（No.9, 10, 28），具体的な研修内容として、不適切なケアに関する教育だけでなくメンタルヘルスやストレス対処方法についての研修の必要性も示されていた（No. 9, 20）。本田ら（2019）は、ストレスを積極的に解決しようとする介護対処行動（私的支援追求型、公的支援追求型、積極的受容型、気分転換型、ペース配分型）が行われることで不適切な介護が減少することを明らかにしているが、このうち医療従事者や介護保険事業者が行っている公的支援追及が、介護負担軽減と相關していないということも報告していた。このほか、労働環境（No.10）や職場風土（No.29）などの職場環境の改善、組織の体制づくり（No.9）、さらには関連機関や専門職間の連携（No.3, 5, 9, 11）、住民を巻き込んだ支援体制づくり（No.30）などが報告されていた。

家族介入については、家族全体の力動をみたり（No.3），介護者が抱える被介護者に対する両価的感情を理解したりする（No.5）など、被介護高齢者だけでなく主介護者も援助対象とする（No.5）といった、家族看護の視点の重要性が報告されていた。また、一時的な施設入所（No.3）や被介護者から解放される時間を確保する（No.8）など、社会全体で家族介護者を支える仕組みの必要性が報告されており、豊島ら（2015）は家族介護者がケアチームの主軸となるように支援することが必要であると述べていた（No.8）。しかしその一方で、介入の困難についても報告されていた。具体的には、（1）主介護者の大丈夫との発言により介入できなくなる

こと、（2）主介護者の両価的感情に気づかない、（3）共依存関係に巻き込まれる、（4）専門職間の情報共有不足が示されていた（No.5）。また、問題とする事実を表面化する難しさ、家族と関係ができるために生じる虐待者への感情移入、虐待者と被虐待者を同時にケアする難しさがあることを報告していた（No.18）。

#### V. 考察

##### 1. 不適切な介護に関する研究の動向

不適切な介護に関する研究は、介護保険法成立の2000年から高齢者虐待防止法成立の2006年までは、家族介護者による要介護者に対する「不適切処遇」あるいは「不適切な介護」として取り扱われていた。当初は虐待の実態調査や意識調査、関連要因に関する研究が中心であった。2007年頃から施設介護者による不適切な介護を取り扱った研究がみられるようになり、そのほとんどが2015年以降に発行されていた。2006年に高齢者虐待防止法が成立したこと、2014年に神奈川県川崎市の有料老人ホームでの入居者3人の転落による不審死など、施設における傷害事件や死亡事件、さらにこのような中での高齢者介護施設の急激な増加などが影響し、施設介護職員の高齢者介護の在り方などが注目されたためと考える。

一方、家族介護者の要介護者に対する不適切な介護に焦点を当てた研究は12件であり、そのうち不適切な介護の実態についての報告は4件のみで、充分な研究が行われているとは言い難い。その要因として、問題とする事実を表面化する難しさ、家族と関係ができるために生じる虐待者への感情移入、虐待者と被虐待者を同時にケアする難しさがある（森田他, 2018）ことなどが考えられる。介護の場が家庭内という閉鎖的で外部者の目が入りにくい空間であることや、家族介護者を追い詰めてしまうのではないか、また関係性のこじれから訪問さえできなくなるのではないかといった介護従事者の不安な感情もあり、その実態がより表面化し難くなっているのではないかと考える。

## 2. 不適切な介護に関連した用語の用いられ方

不適切処遇、不適切ケア（不適切なケアを含む）の用いられ方については、場によって特徴がみられ、不適切処遇は自宅を中心とした在宅、不適切ケアは施設での介護において多用されていた。2006年以降には、場に限定されず双方の場において不適切な介護が使われていた。

また、いずれの用語も厚生労働省が示す高齢者虐待を広く捉える視点として示され、権利利益を侵害される状態、生命、健康、財産が損なわれるような状態になる内容であったことから、同義語として使用しても差し支えないと考える。

## 3. 不適切な介護の具体的な内容と発生関連要因

不適切な介護の具体的な内容をみると、施設においては接遇に関連するもの、プライバシーに対する配慮や高齢者の意思の確認が行われていないなど、職員の非倫理的な行動が目立っていた。これらについては、事前教育や研修の実施といった組織的な働きかけなど何らかの対策を講じることにより、施設職員の倫理的な行動への変容が期待できる可能性があると考える。しかし、家族介護者による不適切な介護の場合、ののしる、話をしないなどが多くなる傾向があると報告されており（上田、2000）、自宅という密室空間であるがゆえに教育や研修などの対応は難しいと言える。さらに、たたく、つねる、けるなどの身体的な行為、部屋から出られないように閉じ込める、手をくくる、ベッドに縛るなど（上田、2000）高齢者虐待と変わりない行為が列挙されており、高齢者虐待と不適切な介護の境界はどこなのか、判断がしにくいと考える。武田（2010）は、ある時特定の虐待行為、ケアが突然発生するわけではなく、それ以前に発生すると考えられるグレーゾーンや不適切なケア、サービス提供と連続的な概念で捉えるべきであると述べている。さらに、不適切な介護と言われるグレーゾーンの介護行為についての言及の困難さを指摘しており、同時に不適切な介護への対応の必要性が示されている。高齢者虐待と認定された場合は、措置により施設入所などの対応が行われるが、高齢者虐待と認定されなかった場合は、または見過ごされてしまった場合は、何の対応

もされずに不適切な介護が続くこととなる。不適切な介護を対応が必要な状態として判断し、対応する必要性があると考える。

## 4. 不適切な介護の予防対策

不適切な介護の予防対策として、継続的な研修受講や施設職員のメンタルヘルスやストレス対処方法に関する研修の必要性が示されていた（林、2015；横山、2019）。しかし、具体的な研修内容や方法、研修等を行った効果や成果について言及されている研究はみられなかった。また、家族介護者による不適切な介護は表面化することが難しいことが示されていた（難波他、2006a）。この難しさについては、見つけ出す視点やタイミングについて一考の必要があると考える。普段は第三者が立ち入ることのできない、閉ざされた空間である自宅に入ることができる訪問看護師や訪問介護士、ケアマネジャーが、不適切な介護を表面化する視点を持つことができれば、要介護者や家族介護者にとって必要な援助につなぐことができる。今後、介入の糸口となる不適切な介護を表面化するために必要な視点を明らかにし、予兆に気づくこと、高齢者の権利利益を侵害する行為を見逃さないことが必要である。

## V. 結論

不適切な介護に関する文献レビューを行った結果、以下のことが明らかとなった。

- 「不適切処遇」「不適切ケア」「不適切なケア」「不適切な介護」は同義のものとして使用されており、厚生労働省が虐待行為を広く捉える視点として示している「権利利益を侵害される状態、生命、健康、財産が損なわれるような状態になること」であった。
- 家族介護者の3～4割の者が不適切な介護を経験しており、具体的な内容として身体的暴力や乱暴・粗雑な介護、尊厳の侵害、経済的搾取などを要介護者の侵襲となる行為があげられていた。
- 不適切な介護に至る要因として、介護者側の要因には身体的・精神的負担や対処能力、モチベーション、要介護者との関係性が、要介護者側の要因には認知症や身体症状が報告されていた。

4. 家族介護者による不適切な介護は、問題とする事実を表面化する難しさや、虐待者への感情移入、介護の場が家庭内という、閉鎖的で外部の目が入りにくい空間であることなどから、介入することの難しさが指摘されていた。
5. 以上より、不適切な介護の具体的な内容には、高齢者の権利利益を侵害する行為が列挙されていることから、予兆に気づくこと、高齢者の権利利益を侵害する行為を見逃さないよう、さらに早い段階での介入の必要性が示唆された。

## 利益相反

本研究において開示すべき利益相反関連事項はない。

## 文献

- Bonnie RJ, Wallace RB (2003) /多々良紀夫 (2008)：高齢者虐待の研究－虐待、ネグレクト、究明のための指針と課題－、明石書店、東京。
- 藤江慎二 (2015)：介護老人福祉施設の介護スタッフが虐待行為等を回避している構造：アンケート調査による自由記述の分析を通して、社会福祉学, 56(2), 152-162.
- 藤江慎二 (2020)：介護職員が利用者に対して苛立っていくプロセス 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて、社会福祉学, 60(4), 56-67.
- 古屋博子 (2008)：高齢者福祉施設における援助職者の態度及び意識と不適切なケアの実態調査、高齢者のケアと行動科学, 14(1), 20-28.
- 萩原清子 (2009)：あいまい概念としての『高齢者虐待』とその対応－虐待の定義と虐待の判断基準の再構築に向けて、関東学院大学文学部紀要, 117, 131-156.
- 林真二 (2015)：養介護施設職員の虐待予防研修の受講と虐待及び予防意識の関連、日本赤十字広島看護大学紀要, 15, 59-68.
- 広瀬美千代 (2018)：ホームヘルパーの専門職アイデンティティとネグレクト支援との関連構造方程式モデリングを用いて、総合福祉科学研究, 9, 21-30.
- 本田順子、佐々木明子、津田紫緒 (2019)：在宅要介護高齢者の介護者における介護対処行動と不適切対処に関する研究、高齢者虐待防止研究, 15(1), 90-100.
- 景山仁美、小北恭子、葉山裕子 (2016)：患者様へ適切な介護とは？不適切なケアに対する意識調査を通して、Archives of Kohno Clinical Medicine Research Institute, 31,

13-16.

- 久保英樹 (2020)：介護現場における不適切なケアの現状と介護職員の認識、福祉開発研究, 3, 26-32.
- 國吉縁、伊藤葵、古謝安子、他 (2019)：福祉の現場から 介護保険施設従事者における不適切なケアに対する認識及び実態調査、地域ケアリング, 21(13), 75-79.
- 厚生労働省 (2017a)：平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、<https://www.mhlw.go.jp/index.html/> (参照2020年9月4日)
- 厚生労働省 (2017b)：公的介護保険制度の現状と今後の役割、<https://www.mhlw.go.jp/index.html/> (参照2020年9月26日)
- 厚生労働省 (2017c)：平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果、<https://www.mhlw.go.jp/index.htm> (参照2020年9月17日)
- 松本望 (2015)：認知症グループホームにおける不適切なケアの予防要因の効果の検証 介護職員への質問紙調査とともに、日本認知症ケア学会誌, 14(2), 464-472.
- 松本望 (2020a)：養介護施設従事者による不適切なケアに対する効果的な予防策の検討、社会福祉学, 61(1), 32-43.
- 松本望 (2020b)：施設内虐待のリスクを高める利用者要因の影響力とその対策、日本認知症ケア学会誌, 18(4), 811-819.
- 松岡佐智、本郷秀和、鬼崎信好 (2019)：施設内虐待予防のためのセルフチェックシート開発に向けた介護老人福祉施設職員の意識調査、大和証券ヘルス財団研究業績集, 42, 122-127.
- 松岡佐智、本郷秀和 (2020)：介護老人福祉施設における施設内虐待防止に向けた課題 施設内虐待の要因に対する施設長・生活相談員・主任介護職員の認識状況の比較、日本高齢者虐待防止研究, 16(1), 55-67.
- 森田牧子、渡辺多恵子、山村礎、他 (2018)：在宅精神障害者を支援する訪問看護師が抱える困難感 虐待とグレーゾーンの狭間で、日本保健科学学会誌, 21(1), 14-22.
- 永井眞由美、宗正みゆき (2017)：訪問看護師が孤立の可能性を認識した高齢介護者の特徴、老年看護学, 22(1), 89-97.
- 永島稔子、倉田康路、滝口真、他 (2010)：介護サービスの改善を視点とした高齢者虐待防止策の検討 介護従事者を対象としたアンケート調査の分析から、介護福祉学, 17(2), 155-163.

- 難波貴代, 北山秋雄 (2006a) : 共依存関係にもとづく高齢者虐待への看護介入, 日本保健福祉学会誌, 12(2), 25-32.
- 難波貴代, 北山秋雄, 三繩久代, 他 (2006b) : 高齢者虐待における介入モデルの開発 主介護者と被介護高齢者間の共依存関係に焦点をあてて, 日本保健福祉学会誌, 13(1), 7-18.
- 任貞美 (2016) : 高齢者虐待の定義および概念を確立するための研究課題の検討, 社会福祉学, 57(2), 15-28.
- 新田順子, 熊本圭吾, 荒井由美子 (2005) : 要介護高齢者の在宅ケア 介護負担軽減に向けて訪問看護師から見た介護者の介護負担の実態, 日本老年医学会雑誌, 42(2), 181-185.
- 荻野妃那, 豊島泰子, 春名誠美, 他 (2017) : 東海地方農村地帯において訪問看護サービスを利用する要介護高齢者の家族介護者の介護負担に影響を与える要因の検討, 臨牀と研究, 94(12), 1557-1562.
- 佐藤弥生, 佐々木千晶 (2016) : 介護職員の「不適切ケア」の判断の拠り所 アンケートの自由記述の分析から, 岩手県立大学社会福祉学部紀要, 18, 11-21.
- 柴尾慶次 (2008) : 「高齢者虐待と虐待防止」施設内における高齢者虐待の実態と対応, 老年精神医学雑誌, 19(12), 1325-1332.
- 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター (2022) : 高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業報告書, 000946204.pdf (mhlw.go.jp) (参照2023年12月6日)
- 総務省 (2019) : 高齢者の人口, <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html/> (参照2020年9月4日)
- 須藤昌寛 (2006) : 高齢者に対して不適切な介護をおこなっていた介護者への理解に関する—考察, 日本社会福祉士会, 13, 84-90.
- 鈴木久美子, 宮崎美砂子, 石丸美奈 (2021) : 地域包括支援センター看護職がとらえた認知症高齢者の家族介護にかかる課題とそれに対する支援方法, 千葉看護学会会誌, 26(2), 23-32.
- 鈴木尤特 (2017) : 学生と共に考える「尊厳を支える介護」 介護施設実習から見えた『不適切ケア』の現状と、今後の教育課題, いわき短期大学研究紀要, 50, 53-71.
- 武田卓也 (2010) : 「不適切な処遇」の概念枠組みに関する基礎的研究, 桃山学院大学社会学論集, 43(2), 49-74.
- 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 (編) (2006) : 高齢者虐待防止に向けた体制構築のために－東京都高齢者虐待対応マニュアル, 75-76. [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/gyakutai\\_manual.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/gyakutai_manual.pdf) (参照2022年1月19日)
- 豊島泰子, 福田清香, 鶴尾昌一, 他 (2015) : 在宅で要介護高齢者を介護する家族介護者の介護負担, 臨牀と研究, 92(3), 343-347.
- 上田照子 (2000) : 在宅要介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景, 日本公衆衛生雑誌, 47(3), 264-274.
- 和田かおる, 永井由美子, 山川正信 (2019) : 介護従事者のレジリエンスに関する研究 介護意識及び職場環境との関連, 大阪教育大学紀要, 67, 181-191.
- 山田裕子 (2008) : 高齢者虐待と虐待防止 高齢者虐待の実態調査から読み取れること, 老年精神医学雑誌, 19(12), 1307-1316.
- 横山さつき (2019) : 介護職員による不適切ケアの発生に関する要因の検討, 高齢者虐待防止研究, 15(1), 40-52.
- 横山さつき (2020) : 「不適切なケア防止教育プログラム」の考察とその評価, 介護福祉教育, 24(1, 2), 75-84.